

インフラシステム海外展開の推進

レビューの概要

評価の目的・必要性

制定から約4年が経過した海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律について、法制定の効果及び法制定後の課題等を分析し、今後のインフラシステム海外展開の更なる促進の方向性を検討する。

評価対象・政策の目的

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

評価の視点

(1) 法目的の達成状況 (2) 各法律事項の妥当性

評価の手法

- (1) 独法等に対するヒアリング調査
- (2) 独法等と連携して事業・調査等を行った企業に対するヒアリング調査
- (3) JICA, JOIN, JBIC, NEXIに対するヒアリング調査
- (4) 文献調査（競合国におけるインフラシステム海外展開の実施体制等）

評価結果

(1) 法目的の達成状況

- ・法施行から現在に至るまで、独法等が関与した案件は43件、そのうち日本企業の受注に至った案件は6件であり独法等は日本企業の受注に一定の役割を果たしていると言える。その背景にある取組としては、法施行後の独法等における海外部門の新設・増員、人材育成のための研修、民間企業と連携した案件形成や事業参画などが挙げられる。
- ・また、ヒアリングの結果、民間企業からは、独法等が国内外の公的主体との調整を担うことにより案件がより円滑に進むようになった点、独法等と連携することにより専門的なノウハウ・技術が求められる案件にも参画可能になった点などの独法等が関与することになったことによるメリットも挙げられた。
- ・よって、法目的である「日本企業による海外インフラ事業への参入」は促進されていると評価することができる。
- ・他方で、独法等及び民間企業からは、独法等における海外業務の推進体制や独法等と民間企業の役割分担等に関する課題が指摘されたことを踏まえ、分野横断的な主な課題への対応を検討する必要がある。

(2) 各法律事項の妥当性

① 海外社会資本事業の定義の範囲

- ・ヒアリング等を通じて独法等・企業・関係機関からも特段の指摘がなかったことを踏まえると、現行の分野が法律の対象として必要十分であると評価できる。

② 国土交通大臣が規定する基本方針の内容

- ・現行の基本方針において定めている内容は、当時の政府戦略であった輸出戦略及び国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2018を踏まえたものであるため、インフラシステムの海外展開に係る最新の動向・重点分野等を反映した内容にアップデートする必要がある。
- ・対応の方向性のうち、現行の基本方針に含まれていない内容について、基本方針に追加することも検討する必要がある。

③ 独法等の業務の特例の範囲の妥当性

- ・ヒアリングにおいては独法等の特例業務の範囲に起因する課題は認められず、現行法において規定されている独法等の海外業務の特例の範囲は妥当であると評価できる。

④ その他（国土交通大臣による情報提供・指導・助言等）

- ・法施行後における独法等の推進体制の整備状況、独法等の海外業務実績の概要の公表状況及び連絡体制の構築状況のいずれについても問題ないことが確認できた。

課題と今後の対応方針

(1) 法施行後の主な課題への対応

| 主な課題 | 対応の方向性 |
|---|--|
| <p><海外業務の推進体制></p> <ul style="list-style-type: none">● 組織運営において従来からの国内業務実施のために一定のリソースが必要であり、<u>海外業務に十分なリソースを割けておらず、具体的には、以下に記載する課題が生じている。</u>✓ <u>海外業務に対応できる専門的な人材や、組織としての海外インフラ事業に関する知見や経験の蓄積が不足している。</u>✓ <u>海外政府機関等との連携を密にし、案件等に関する情報を収集するための体制の構築が不十分である。</u> | <ul style="list-style-type: none">● <u>海外業務を実施するための体制整備を計画的に推進する必要があり、具体的には以下の取組を進める。</u>✓ <u>海外業務に今後本格的に取り組む上で、海外インフラ事業に関する知見や経験が蓄積されている必要があることを踏まえ、専門的な人材の育成・確保に向けた検討を行う必要がある。</u>✓ <u>官民の関係者で連携し、日本の独法等・民間企業等のリソースや知見の結集に向けた協力のあり方について検討していく必要がある。</u>✓ <u>現地事務所を有する政府系機関（JICA, JETRO等）と連携し、現地における情報収集機能の強化を検討する必要がある。</u> |
| <p><民間企業との役割分担></p> <ul style="list-style-type: none">● 調査等業務に関して、独法等の参画に対して民間企業が競合関係を懸念している分野もあれば、独法等が民業圧迫を回避しようとするあまり、民間企業から技術・ノウハウの提供を期待されている場面において十分対応できていないケースが見受けられる分野もあるなど、<u>独法等と民間企業の適切な役割分担がなされていないケースが見られる。</u> | <ul style="list-style-type: none">● <u>独法等と民間企業が競合関係にならない形で、民間企業が調査事業等において独法等の技術力を平等に活用できるよう、調査等事業発注者との連携や独法等・民間企業への働きかけ（例えば、独法等が複数の民間企業との間でJVを組成し構成員となることを可能とするスキームの採用について関係機関と連携するなど）を検討する必要がある。</u> |
| <p><関係機関等との連携></p> <ul style="list-style-type: none">● <u>独法等と関係機関の更なる連携強化（例えば、独法等・関係機関間で情報を共有する、独法等が強みを有し、相手国の課題解決に資する技術・ノウハウと親和性のある仕様を海外事業に適用するなど）が重要。</u>● <u>独法等が有する技術・ノウハウが当該独法等の所管分野以外の分野において活用されづらい傾向にある。</u> | <ul style="list-style-type: none">● <u>既に覚書の締結や人事交流等により独法等と関係機関の連携は実施されているところだが、独法等による本邦企業の参画を見据えた案件形成を促進するため、独法等と関係機関の更なる連携強化（例えば、独法等・関係機関間で情報を共有する、独法等が強みを有し、相手国の課題解決に資する技術・ノウハウと親和性のある仕様を海外事業に適用するなど）を検討する必要がある。</u>● <u>独法等が有する技術・ノウハウを当該独法等の所管分野以外の分野においても活用するため、独法等が有する技術・ノウハウを関連分野のプレーヤーに対して周知するとともに、連携を働きかける必要がある。</u> |

(2) 基本方針の改定

- インフラシステム海外展開に関する最新の動向・重点分野等を反映した内容とするため、国土交通省インフラシステム海外展開行動計画を踏まえたものに改定する方向で検討を進める。
- 対応の方向性のうち、現行の基本方針に含まれていない内容について、基本方針に追加することも検討する必要がある。